労働安全衛生総合研究所 評価シート(1)

中期目標	中 期 計 画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
第2業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の 効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査 及び研究の充実との両立を図るため、次の目標 を達成すること。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。	第1業務運営の効率化に関する措置 1効率的な業務運営体制の確立	
(1) 効率的な業務運営体制の確立ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。	(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。	(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し 機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率 的な組織運営を図る。また、中期計画の遂 行状況を踏まえて適宜見直しを図る。 平成 19 年 12 月に閣議決定された独立行 政法人整理合理化計画(以下「整理合理化計画」という。)を踏まえ、労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)との統合に向けた検討を行う。 前年度の3研究領域の導入に伴い、中期計画で指定されている業務を柔軟かつ効率的に遂行する。 また、業務責任者を適材適所で任命し、業務遂行の迅速化と業務改善を図る。 現行の運営体制を引き続き進めるととももに、役員業務との調和を図る。 平成20年度に施行された「研究開発システムの改革の推進等による研究開発等の効率的推進等に関する法律(以下「研究開発力強化法」という。)」の各種措置を推進する。	
イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。	イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び 国際情報管理業務の一元化を図る。	イ 調査研究管理の一元化 新たに導入した安全研究領域、健康研究領域及び環境研究領域の確立のために、産業安全分野と労働衛生分野に関する研究企画調整業務の一層の一元化を図る。同様に、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務それぞれに関する安全、衛生分野の一元化を進める。	
ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人 材を広く求めることができるよう工夫すること。	ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究 員の採用に当たっては、公募による選考採用 や任期付任用を活用する。	ウ 人材の登用 研究員の採用は、人材活用等に関する方針 (第6の1(1))に基づき、多角的で柔軟性 の 高い任用に努める。このため、原則として公募 による選考とし、研究を担う資質の高い人材の	

エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。 オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。	るとともに、定型業務の 図る。 オ 所内各種文書についな整理・保管や情報の	D処理が可能となるよう電 とを推進する等により、業	清瀬、登戸両地区の総務部門の業務の一元化を進める。 総務部門と研究企画調整部門との業務連携を強め、調査研究業務の効率化を図る。 定型業務の外部委託等の検討を進め、間接部門の合理化を図る。 オ業務・システムの効率化等 文書の体系的な整理・保管、情報処理が可	
		自己評定	評価項目1	評 定
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)	
[評価の視点] ・研究所の組織体制を効率的かつ柔軟なものとしるか。 ・産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査ができる体制を構築しているか。 ・中期目標期間終了時において、主務大臣が行般にわたる見直しを前提にした評価が行われている(政独委・評価の視点事項7)	るび研究を一体的に実施で法人の組織・業務の全	・ 産業安全分野及び分できる体制を構築していいまる体制を構築していいます。 中期目標期間終了時般にわたる見直しを前抗(政独委・評価の視点事・業務改善の取組を適の苦情・指摘についてのれた法人運営、業務改組みの構築、改善に取り、地方を決しているができ、見直しを図っているができ、見直しを図っている。	寺において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全 是にした <u>検討・取組</u> が行われているか。 項 7) 一切に講じているか。(※ 業務改善の取組:国民から の分析・対応、国民が疑念を抱かないことのない開か 善提案箱等職員からの提案を受け付けるための仕 の組む職員を人事上評価しているか等) でいる事務・事業や、費用に対する効果が小さく継 事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基	

	るか。(※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自らが行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)
・ 研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。	・ 研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行っ たか。
・ 研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理 化を図ったか。	・ 研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理 化を図ったか。
・ 業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。	・ 業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を 図ったか。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(2)

中期目標	中期	<u>————————————————————————————————————</u>	平 成 21 年 度	計画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に 講じること。	を 容的な推進を図るため、 務の実施状況を管理す 管理システム」という。)を 図る。	(2) 内部進行管理の充実 ア 研究管理システムの構築と 調査研究の進行状況を定 把握し評価する研究管理シス 続き進める。	期的かつ一元的に			
	イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を 定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運 営に反映させる。		イ 研究実施状況の把握と研究管理・業務運営 への反映 構築した評価システムにより研究実施状況を 定期的に把握し、その結果を研究管理・業 務運 営に反映させる。			
	評価を適切に行う。な	お、業績評価に当たって トの業務の実績について る。		の運営に際し必要 つ総合的に評価す		
		自己評定		評価項目2	評 定	
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)			
[数値目標]		[数値目標]				
[評価の視点]研究所の統合による研究管理システムの構築・れたか。業務の進捗状況が組織的かつ定期的にモニタ!		れたか。	研究管理システムの構築・見直 織的かつ定期的にモニタリングさ			
・ 業務の進行状況のモニタリングを踏まえた改善措置が研究管理及び業 ・ 業務の進行状況のモ			ニタリングを踏まえた改善措置だ に反映される仕組みが整備され しているか。			
・ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価が行われているか。 ・ 研究管理システムを			舌用して、研究員の業績評価が行	行われているか。		
			ンップを発揮したマネジメントがな			
・ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価し ・ 役職員は法人の業 の具体的な取組はどの (政独委・評価の視点事項8) ・ 改職員は法人の業 の具体的な取組はどの (政独委・評価の視点				発揮しているか。そ		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(3)

中期目標	中期計画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	
運営費交付金を充当して行う事業について	ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約	ア 経費の節減	
は、統合による効果を最大限発揮して経費の	するとともに、業務処理への情報通信技術の	温室効果ガス排出の抑制のための実施計	
削減を行うこととし、中期目標期間中におい	活用や定型業務の外部委託化並びに間接部	画に基づく具体的な措置の推進、IT 技術の	
て、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の	門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜	活用、定型業務の外部委託、間接部門の合	
運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所	行い、経費の節減を図る。	理化等の見直しを行い、経費の節減を図る。	
及び独立行政法人産業医学総合研究所の平	イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的		
成17年度運営費交付金の合算値。統合による	研究資金、受託研究等の獲得に努める。	イ 競争的研究資金、受託研究の獲得	
合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を	ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒	関係省庁、公益団体、企業等の競争的研究	
除く。)について15%、事業費(退職手当を除	布等知的財産の活用等の促進を図る。	資金に積極的に応募するとともに、受託研究等	
く。)について5%に相当する額を節減すること。	エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、	について積極的に広報することにより、これら	
また、「行政改革の重要方針」(平成17年12	中期目標期間終了時までに、運営費交付金を	の獲得に努める。	
月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の	充当して行う事業については、統合による効果	ウ 自己収入の確保	
5年間において国家公務員に準じた人件費削	を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一	研究施設・設備の有償貸与及び研究所が	
減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の	般管理費(退職手当を除く。)について、平成17	発行する成果物の有償頒布化等を含め、自	
給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを	年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研	己収入の確保に努める。	
進めること。	究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平	エ 業務運営の徹底した効率化	
	成17年度運営費交付金(一般管理費に係るも	中期計画に示された数値目標に準じた年	
	の)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比	度予算を作成し、業務運営を行う。	
	べて15%に相当する節減額を、また、事業費	オ 役職員の給与の見直し	
	(退職手当を除く。)について、平成17年度の運	国家公務員の給与構造改革を踏えた役	
	営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、	職員の給与の見直しを適宜行う。	
	独立行政法人産業医学総合研究所の平成17		
	年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算		
	値。統合による合理化額を除く。)と比べて5%		
	に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算	カ 業績評価に伴う経費節減	
	を作成し、当該予算により適切な業務運営を行	適正な業績評価を通じた経費節減に務め	
	う。	る。	
	また、「行政改革の重要方針」(平成 17 年		
	12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度	キ 計画的な職員の採用	
	以降の5年間で、平成18年4月1日に在職	中期計画に基づき、総人件費抑制の観点	
	する統合後法人の人員を前提として支払われ	から、計画的な職員採用の実施に努める。	
	る人件費を基準として 5%以上の削減を行う。		
	併せて、国家公務員の給与構造改革を踏ま		
	え、役職員の給与の見直しを適宜行う。		
	自己評定	評価項目3	
河压亦相上始/珥仁\			
評価の視点等(現行)	[W. /++ 1 m-7	評価の視点等(案)	
[数値目標]	[数値目標]		
	1		

- ・ 中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営 交付金から一般管理費(退職手当を除く)について15%、事業費(退職手当を 除く)について5%に相当する額を節減すること。
- ・ 平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合法人の人員 を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。

「評価の視点〕

・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、 必要な評価が行われているか。

(政独委・評価の視点事項4(1))

・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

(政独委・評価の視点事項4(1))

- ・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。 (政独委・評価の視点事項 4(2))
- ・ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・ 評価が行われているか。 (政独委・評価の視点事項 4(3))
- ・省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。
- ・ 省資源、省エネルギー対策の推進については、光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価すべきである。(政・独委評価の視点)
- ・ 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型 業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。
- ・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。
- ・ 経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。

- ・ 中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営 交付金から一般管理費(退職手当を除く)について15%、事業費(退職手当を 除く)について5%に相当する額を節減すること。
- ・ 平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合法人の人員 を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。

「評価の視点〕

- ・ 契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備や運用がされているか。 (政独委・評価の視点事項 4(1))
- ・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制<u>は、適切に整備・運用されているか。</u>

(政独委・評価の視点事項4(1))

- ・ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(政独委・評価の視点事項 4(2)を含む。)
- ・ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(政独 委・評価の視点事項 4(3)を含む。)
- ・省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。<u>(光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価する。</u> (政・独委評価の視点))
- ・ 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型 業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減し ているか。
- 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。
- ・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。
- ・ 経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。(取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向けての法人の取組を促すという視点をもって評価する。(政独委・評価の視点事項3(2))

・ 役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。

- ・ 役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。
- ・ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員 指数 100 を上回る場合には、その適切性を厳格に検証しているか。国民の 納得が得られる理由が示されているか。法人の給与水準は社会的な理由 の得られる水準となっているか。国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏 まえて適切な水準となっているか。(政独委・評価の視点事項 3(1)を含 む))。
- ・国とは異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。
- ・ 総人件費改革は進んでいるか。
- ・ 国家公務員の再就職のポストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。
- ・ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っている か。
- ・ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点 から厳格なチェックが行われているか。
- 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

(政独委・評価の視点事項3(1))

・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、 国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関 する法人の検証状況をチェックしているか。

(政独委・評価の視点事項3(1))

・ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法 人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標 の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(政独委・評価の視点事項3(2))

・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の 効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われている か

(政独委・評価の視点事項3(3))

・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の 効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は、適正であるか。(政独委・評価の視点事項 3 (3)を含む)

労働安全衛生総合研究所 評価シート(4)

中 期 目 標	中 期	計画	平 成 21 年 度 計 画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。	2 効率的な研究施設・ ア 研究施設、研究室の 率的な利用を進める。 イ 大学、産業安全・労 び企業等との研究協	設備の利用 の使用状況を把握し、効	2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 使用状況の把握と効率的な利用 中期計画に基づいて施設・設備の効率的な 利用を図るため、研究施設、研究室及び執務 室の使用状況を把握し、利用方法を適宜検 討・改善する。また、硬直化の傾向があった研 究室の使用を効率化し、新規採用研究員へさ らに積極的に配分するようにする。		
		自己評定	評価項目4	評定	
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)		
[数値目標]		[数値目標]			
組みを整備しているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) 組みを整備しているか。 (政独委・評価の視点事項2)			事項2(1)と同様) 等との研究施設・設備の共同利用と有償貸与を促		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(5)

中期目標	中 期	計 画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
第3 国民に対して提供するサービスその他の	第2 国民に対して提信	共するサービスその他の	第 2 国民に対して提供するサービスその他の	
業務の質の向上に関する事項	業務の質の向上に関	貝する目標を達成するた	業務の質の向上に関する措置	
労働現場のニーズの把握	めとるべき事項		1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的	
労働災害防止に必要な科学技術的ニーズ	1 労働現場のニーズの	つ把握と業務への積極的	な反映	
を把握し、これら労働現場のニーズに対応した	な反映		ア 労働現場のニーズの把握と業務への反映	
研究、技術支援等を積極的に実施するため、	ア 労働安全衛生分野	における我が国の中核	(ア)労働現場のニーズを的確に把握し、業務	
毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理	的研究機関として社	会から要請されている公	へ積極的に反映させることを目的とした	
者、産業医等との間で情報交換を行うととも	共性の高い業務を通	適切に実施するため、労	「労働安全衛生重点研究推進協議会」にお	
こ、研究所の業務に関する要望、意見等を聞く	働現場のニーズを的	」確に把握し、業務へ積	いて、引き続き産業安全に関する研究戦略	
ことを目的とする場を設けること。	極的に反映させるこ	とを目的とした会合を開	の策定作業を進め、労働者の安全と死亡・	
	催し、業界団体や第	一線の産業安全、労働	負傷の予防に資する研究の推進に努める。	
	衛生に携わる関係者	等から意見や要望等を	並行して、これまでの労働衛生重点研究の	
	聞くとともに情報交換	を行う。	推進と研究課題の見直し作業を進める。ま	
			た、協議会シンポジウム等を運営実施する。	
			(イ)「客員研究員研究交流会」を開催し、産業	
			医、安全・衛生管理者等から労働現場の最	
			先端の研究ニーズを把握するとともに研究	
			職員との共同研究を進める。	
			(ウ) さらに、業界団体や第一線の安全・衛生	
			管理者等を対象とした労働安全衛生に関す	
			る情報交換会を開催し、業界団体や第一線	
			の労働安全衛生に携わる関係者等から意見	
			や要望等を聞くとともに情報交換を行う。	
			(エ) 労働者健康福祉機構との研究情報交換	
			会を開催し、労働現場の研究ニーズの把握	
			に努める。	
			(オ) 産業医科大学との研究交流会を定期的	
			に開催し、研究ニーズの情報交換に努める。	
	イ 行政施策の実施に	必要な調査研究の内容	イ 行政ニーズの把握と業務への反映	
	について,行政とのi	連絡会議等で把握し,調	厚生労働省安全衛生部との定期的な連絡	
	査研究業務に反映さ	せる。	会議、情報交換会等により行政施策の実施に	
			必 要な調査研究の内容を把握し、調査研究	
			業務に反映させる。	
	ウ 産業安全・労働衛生	分野に関連した国内外の	ウ 将来生じうる労働現場のニーズの把握	
	学会、会議等に積極	的に参加し、将来生じうる	労働安全衛生に関連した国内外の学会、会	
	労働現場のニーズの打	"握に努める。	議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる	
			労働現場のニーズの把握に努める。	
		自己評定	評価項目5	評 定
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)	

[評価の視点]・ 労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務 担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。	[評価の視点]労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務 担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。	
・当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。	・ 当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。	
・ 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる 労働現場のニーズを把握しているか。	・ 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる 労働現場のニーズを把握しているか。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(6)

中期目標 中期計画 平成 21 年度計画 平成21年度の業務の実績 2 労働現場のニーズに沿った研究の実施 2 調査研究業務の重点的実施 2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査 労働現場のニーズへの対応を通じてその社 労働災害防止計画、科学技術基本計画 及び研究の実施 会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業 等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施 プロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち 務を確実に実施すること。 することにより、労働現場のニーズ等に対 以下の調査研究業務を実施する。 (1) プロジェクト研究 (1)プロジェクト研究 応する。 次の重点研究領域において、別紙1に示す (1)プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究「重点研究領 研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の 域特別研究 | のうち 12 課題を、研究目 的・実施事 中期目標において研究の方向性を示さ 方向及び明確な到達目標を定めて, 重点的に れた重点研究領域について、次のプロジェ 項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって 研究資金及び研究要員を配する研究をいう。) 実施する(別紙 1)。さらに、社会的要請の変化によ クト研究を実施する。 を実施すること。 なお、中期目標期間中に、社会的要請 り早急に対応する必要があると認められる課題とし なお、中期目標期間中に社会的要請の変化 の変化により早急に対応する必要があると て、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に基づ 等により、早急に対応する必要があると認めら 認められる課題が発生した場合には、当該 く研究(イノベーション 25 研究)の4課題(別紙2)及 れるプロジェクト研究課題が発生した場合に 課題に対応するためのプロジェクト研究を び世界保健機構(WHO)の「労働者の健康推進に関 は、当該課題に対応する研究についても、機 立案し、5に示す評価を受けて研究を開始 する WHO アクションプラン(ゴーネット GOHNET 研究)」 動的に実施すること。 の3課題(別紙3)を実施する。 ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連, 〈プロジェクト研究〉 影響等に関する研究 ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影 1 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対 2 第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法 響等に関する研究 策の研究 (ア)事故防止のためのストレス予防対策に関する の開発に関する研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害 3 危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価 や健康影響に対処するための研究 (イ)第三次産業の小規模事業場における安全衛 体系の構築に関する研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関す 生リスク評価法の開発に関する研究 4 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 る研究 5 高圧設備等の長期間使用に対応した疲労強度評価手法に (ウ)危険・有害物規制の調和のための統一的危 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾 険・有害性評価体系の構築に関する研究 関する研究 病に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策 6 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 7 第三次産業で使用される機械設備の基本的安全技術に関 (ア)情報技術化を援用した中小規模掘削工事の安 する研究 8 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実 (イ)橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技 用化に関する研究 術の開発 9 メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究 10 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究 (ウ)災害復旧建設工事における労働災害の防止に 関する研究 11 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究 12 アーク溶接及び関連作業職場における有害因子に関する (エ)液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 (オ) 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害 研究 の予防技術の開発に関する研究 〈イノベーション 25 研究〉 (カ)人間・機械調和型作業システムの基礎的安全 1 多軸全身・多軸手腕振動暴露の人体への心理・生理影響 技術に関する研究 の評価方法に関する研究 (キ)高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度 2 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術研 評価に関する研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健 3 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労 康影響に対処するための研究 働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関わる研 (ア)先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に 4 生体内繊維状物質の好感度・多元的検出とばく露レベル 関する研究 に関する研究 作業環境評価法が確立されていないナノ粒子

〈GOHNET 研究〉

等について, 測定技術及び除去技術の開発を

/->))) _ = = 1 //	トフ <i>仏 (</i> ナ目/ 個Rニエ / マ ハー・	1 職業地元7番」作業用生产中へついて、ブリーンで	T
行うとともに、動物実験に、		1 職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブ・サーベイランス	
能となるよう吸入曝露実態	東のための発生法の開	(作業関連疾患の疫学研究の推進を含む。)	
発を行う。	, The Hard Wat	2 中小企業における安全衛生リスク評価と効果的なマネジメ	
(イ)第三次産業で使用される	機械設備の基本安全	ントシステムの確立	
技術に関する研究	11 ト	3 ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康	
(ウ)災害多発分野における		障害	
の高度化と実用化に関す			
(エ)筋骨格系障害予防のた	めの投字的及び労働		
生理学的研究	ル党性所体の大字型		
(オ)オフィス環境に存在する			
因子の健康影響評価に関			
エ 過重労働や職場のメン	ダル・ヘルスに関する研		
究(マンロモ兴趣)ストフは光芒を	まのマパナに関チフガケ		
(ア)過重労働による疲労蓄積 (イ)勤務時間の多様化等の			
する研究			
りの研先 (ウ)メンタルヘルス対策のた	めの健康職担エデュ		
に関する研究	- ツフッンノዾ泳戦物でプノレ		
に関する研究 オー化学物質や物理的因子	2年に トス 職業 州 佐 庁		
に関する研究	サによる!戦未1生次別		
(ア)石綿の職業性ばく露経	タセトバスのリマカに思		
する研究	日のより、こうグングへに関		
(イ)蓄積性化学物質のばく	震による健康影響に関		
する研究	命による歴界が音に因		
(ウ)健康障害が懸念される化	ノ学物質の害性証価に		
関する研究	1十初員の毎は計画に		
(エ)作業環境中の有害因子	とに対する咸受性を決		
定する遺伝子素因に関す			
(オ)アーク溶接作業における			
査	2年日日16年19月		
(カ)有害因子ばく露の低濃原	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
生体影響指標の開発と健			
(キ)職業病・作業関連疾患			
サーベイランス			
(ク)労働衛生保護具着用時の)作業負担と機能性・性		
適性に関する研究	TI AAISCIMIEL IA		
ACTION / 9/1/L	自己評定	評価項目6	評 定
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)	
数値目標]	[数値目標]		
×			
評価の視点]	[評価の視点]		
	行政ニーズ及び	社会的ニーズを明確にした上で 適切た対応を行って	
行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行って		社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行って	
	・ 行政ニーズ及びいるか。	社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行って	

・プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。	・ プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。	
・ プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。	・ プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。	
・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。	・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。 また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。	
・ 研究成果が示されているか。特に中長期的観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。	・ 研究成果が示されているか。特に中長期的観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。	
・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。	・効率的な研究への取り組みがなされているか。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(7)

						<u></u>		o #	
中期目標		計画	平成21年度	計画		平 成 21 年	き 度 の 業 務	の美績	
(2) 基盤的研究	(2)基盤的研究	hel .mm 1-14	(2) 基盤的研究						
将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応		働環境の変化、労働災	研究所の研究基盤を充実						
できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充		句を踏まえつつ、中期目	的研究及び将来のプロジェク						
実・向上させるため、国内外における労働災		こおいて、長期的視点か	なる萌芽的研究として別紙・	に示す課題を実					
害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏ま		とされる基盤技術を高度	施する。						
え、別紙2に示す研究領域において、基盤的な	, = ,	将来のプロジェクト研究							
研究を戦略的に実施すること。		究等を、毎年度研究計画							
<別紙2省略>	を作成して実施する。								
		4 - * 4				T			
		自己評定		評価項目7	評 定				
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)							
[数値目標]		[数値目標]							
		2941121110113							
[評価の視点]	ジェムトナー・エフトン 丁中	[評価の視点] ####################################							
・基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニース									
所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及		所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の其際したと表表の研究として実体されている。							
究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか	1 0	究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。							
・ 各研究課題について適切な研究計画が作成さ	れ、実施されているか。	・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。							
また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行わ	つれているか。	また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。							
・ 研究の成果が示されているか。特に中長期的な	は観点から成果を評価す	・ 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価す							
る必要がある調査研究については、その観点から									
か。	カシ。								
- 特束的が無空。の時が但てぶれたかでいてよ	. 热表的人用先,不是	that the ATTITE OF TOWN TO INDICATE TO THE							
・ 別学がな姉先への取り組みかなされているか。	・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。			开究への取り組みがなされているか。					

労働安全衛生総合研究所 評価シート(8)

中 期 目 標	中 期	計画	平 成 21 年 度 計 画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が輻輳化していることを踏ま え、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの 研究者の知見を活用した学際的研究を推進す ること。	3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進し、構築する。 イ 研究評価に当たって いう観点を含めて行う。 を踏まえ、学際的研究	生するための体制を検 は、学際的研究の推 こととし、当該評価の約	研究所の中核的な研究であるプロジェクト研究等を含め、産業安全と労働衛生の両者の研究員の知見を活用した学際的研究を推進する。 推進と イ 学際的研究の評価		
		自己評定	評価項目8	評 定	
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)		
[数値目標]		[数値目標]			
際的研究を推進するための体制を検討・構築し、学際的研究を実施してい 際的研究を推進するためるか。			、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学 するための体制を検討・構築し、学際的研究を実施してい 究評価が学際的研究の推進という観点を含めて行われ、 生に結びついているか。		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(9)

中期目標	中期	計画	平 成 21 年 度	計画		平成 21 年 5	度の業務の実績
4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等 の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。	期間中の基盤的研究の 中期目標期間(独立行政 独立行政法人産業医学 期間(平成13年度から平 究課題数の合算値)の年	文法人産業安全研究所、 総合研究所の中期目標 ^立 成17年度)の基盤的研	均研究課題数を前 産業安全研究所、 研究所の中期目標 7年度)の基盤的研 研究課題数に比し				
		自己評定		評価項目9	評 定		
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)					
[数値目標] ・ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均課題数を整的研究課題数(旧安研と旧産医研の合算値)に比プロジェクト研究に重点化を行う。		【数値目標】・中期目標期間中の基盤的研究の年平均課題数を前中期目標期間中の基盤的研究課題数(旧安研と旧産医研の合算値)に比して30%程度減少させ、プロジェクト研究に重点化を行う。					
査され、プロジェクト研究へ重点化されているか。		・ 現行の基盤的研究の	労働現場のニーズ、社会的・渦 向及び明確な到達目標を定め				
・中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課年平均研究課題数に比して 20%程度減少させるを整しているか。			盤的研究の年平均研究課題数 、て <u>30%程度</u> 減少させるため、				

労働安全衛生総合研究所 評価シート(10)

中期目標	中 期	計画	平 成 21 度	計画		 平 成 21 年 度 (の 業 務 の 実 績
5 研究評価の実施及び評価結果の公表研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。	5 研究評価の実施 (1)内部研究評価の実施 研究業務を適切に推 研究業務を適切に推 システムを活用し、すって、研究課題の意義、研究 画の妥当性、評価の実施し、評価 がまから。 (2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切にまた。 (2)外部研究評価の実施 ア 研究について、研究計画の安当性 部の第三者による評価 要な場合は中間評価 要な場合は中間評価 ア管理・業務運営へ反応 外部評価の結果及 容については、当該	進するため、研究管理 べての研究課題につい 所究の達成目標、研究計 等に関する評価を定期 を研究管理に反映させ 進するため、プロジェクト 題の意義、研究の達成目 研究成果等に関する外 、事前・事後評価及び必 を実施し、評価結果を研	5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 前年度までに改善を図っ 価の評価システムを活用し 題と個人業績について専門 的かつ公正な観点から評価 評価結果を研究管理、昇給 反映させ、業務の効率化を配 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 ア 外部評価の実施 産業安全及び労働衛生 使等から構成される第三 委員会を開催し、プロジ て、評価を実施し、評価結 分等の研究管理に反映させ	てきた内部研究評 で、全観ののよう。 で、客観ので、会観ので、ののでは、本のででで、のででででででででででででででででいます。 では、本のでは、本のでは、大のでは、大のでででである。 では、大のででである。 では、大のででである。 では、大のででである。 では、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大の		平 成 21 平 度 6	が未物の美額
		自己評定	1 - 2	評価項目10	評 定		
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)				
[数値目標]			その研究への反映に関する公表 と日から3ヶ月以内に行う。	については、当該			
		・ 研究業務を適切に推進 究課題について、内部研	進するため、研究管理システムを f究評価を行い、その結果を研究				
			こついて、第三者(外部専門家) その結果を研究管理・業務運営(
・ 外部専門家による評価結果及び研究業務への 該評価結果の報告を受けてから 3 ヶ月以内にホー か。							

労働安全衛生総合研究所 評価シート(11)

中 期 目 標	中 期	計画	平 成 21 年 度 計 画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進す るため、積極的な情報の発信を行うこと。	6 成果の積極的な普及	•活用	6 成果の積極的な普及・活用		
(1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用 し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献する こと。	あった場合には、労働が格、ISO規格等、国内基 改定等のための検討会	、国際機関等の要請が 安全衛生に関するJIS規 基準、国際基準の制定・	貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に 基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際 基準の制改定等のための検討会議に研究所 の役職員を参加させるとともに、専門家としての		
		自己評定	評価項目11	評 定	
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)		
[数値目標]		[数値目標] ・労働安全衛生に関す 議に参加する役職員数	「る国内及び国際基準の制改定等のための検討会 対を20人以上とする。		
・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のた		[評価の視点] ・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。			
		・ 国内外の基準制改気いるか。	定等に研究所から提供された研究成果が反映されて		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(12)

中 期 目 標	中 期	計画	平 成 21 年 度	計画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者 団体における講演等を含む。)及び論文発表 (行政に提出する災害調査報告書、その他国 内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含 む。)の総数を、それぞれ1,700回以上及び850 報以上とすること。	会、研究会、事業者団体 ロ頭発表、原著論文等 の研究報告、行政に挑	(2) 原著論文、学会発表等の促進 原著論文、学会発表等の促進 原著論文、学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会 の論文発表(研究所刊行 是出する災害調査報告 る国内外の調査報告書 労働安全衛生に係る国内外の調		生 構演会等での口頭 表(研究所刊行の 災害調査等報告、 トの調査報告書を トの調査報告書を お演・口頭発表 報程度を目標とす の実施を今後の研 研究及び災害調査		
		自己評定		評価項目12	評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)				
	 講演・口頭発表 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。 ・講演・口頭発表 240 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。 ・ 機論文へ 		数値目標] 講演・口頭発表 340 回、論文発表等 170 報程度を目標とする。 他論文への引用件数が 10 件以上となる原著論文数を評価対象年度の 1年度までの 3 年間で 10 報以上とする。			
する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全	表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出 ・ 学会発表、事業者団 調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件 する災害調査報告書、そ		体への講演、学術雑誌への論文 の他の国内外の労働安全衛生に の目標数値を達成できる状況にあ	係わる報告書の件		
・ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質に 保されているか。	こついても高い水準が確	・ 学会発表及び学術報 保されているか。	推誌へ発表した論文の質につい	ても高い水準が確		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(13)

中期目標	中 期	計画	平 成 21 年 度 計 画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
中期目標 (3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。	(3) インターネット等に。 報の発信 ア 中期目標期間中に では、原則として概要 ジにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュー 労働安全衛生機関、 報を図る。	よる調査及び研究成果情 こおける公表論文につい 要等を研究所ホームペー	平成21年度計画 (3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア研究成果の公開 公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ年報、研究所ニュース等の発行 平成20年度労働安全衛生総合研究所年報、研究所ニュース(メールマガジン、「労働安全衛生研究」広報欄その他)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 平成20年度に終了した以下のプロジェクト研究及びイノベーション25研究について、「特別研究報告」を発行する等により、その研究成果の広報を図る。 ・過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 ・ 石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究 ・ 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究 ・ 法尻掘削における斜面崩壊の予測・検知手法に関する研究 ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
	資するため,研究成果	を活用した事業場向け技 宜発行するとともに、研究 寄稿を積極的に行う。	一般誌等への寄稿 事業場における労働安全衛生水準の向 上に資するため、研究成果を活用した事業場 向け技術ガイドライン等を適宜発行するととも に、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的 に行う。また、整理合理化計画を踏まえ、機 構と統合後において統合メリットが発揮できる よう効果的・効率的な普及について検討す る。		
		自己評定	評価項目13	評 定	
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)		
[数値目標]		<u>「数値目標」</u>・ HP上の「研究業績・成のアクセス件数を年間50万	果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へ 5回以上とする。		
[評価の視点]調査研究の成果を研究所のホームページ上で公	*開しているか。	[評価の視点] ・ 調査研究の成果を研究	所のホームページ上で公開しているか。		

調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。
 年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。
 年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(14)

中期目標	中期	計画	平 成 21 年 度	: 計画		平 成 2	1 年 度 の 業	善務の実績
(4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目 的とした講演会等の開催や研究所の一般公開 を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果 の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4) 講演会、一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅反い領域の人々を対象とした講演の機会を他権関との共催等を含め、年平均3回設け、発表講演を行う。 イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設公開を行う。また、随時の見学希望者に対しも、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応る。		(4) 講演会等の開催 ア 研究成果の普及を目的と 業安全・労働衛生関係者を の人々を対象とした講演会 上主催するほか、他機関と る。 イ 4 月に清瀬地区及び川崎 実施し、研究成果の紹介及 を行う。また、随時の見学希 の専門分野、要望に応じて	全含めた幅広い領域を研究所が 3 回以の共催等を推進す 地区の一般公開を び研究施設の公開 望者に対しても、そ				
		自己評定	1	評価項目14	評 定			
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)					
「数値目標」研究成果の普及を目的とし、職場における産業含めた幅広い領域の人々を対象とした講演としてを3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進す	研究所が開催する講演会	 「数値目標」 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。 安全衛生技術講演会への参加者に対するアンケート調査において、講演会が「良かった」又は「非常に良かった」とする割合が75%以上となること。 						
[評価の視点] ・ 研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とし開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度			安全衛生関係者を対象とした講 他機関との共催はどの程度実が					
・ 一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、 随時の見学希望者に対しても対応しているか。		・ 一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、 随時の見学希望者に対しても対応しているか。						
・ 企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。 ・ 企画		・ 企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。						
・ 講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。		・ 講演会、一般公開のするか。満足度等の調査結	効果把握を目的とするアンケート も果はどうか。	・調査を実施してい				

労働安全衛生総合研究所 評価シート(15)

中 期 目 標	中期計画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO) を活用して特許権の取得を進めるとともに,研究 所が保有する特許権のうち実施予定のないもの については、特許流通データベースへの登録、 研究所ホームページでの広報等により、当該特 許権の実施を促進する。	(5) 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果につい て、国立試験研究機関等技術移転事業者 (TLO)の協力を得つつ、特許権の取得を積極 的に進める。また、研究所が保有する特許権の うち実施予定のないものについては、特許流通 データベースへの登録や、研究所ホームペー ジでの広報等により、知的財産の活用促進を 図る。	
	自己評定	評価項目15	評 定
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)	
[数値目標]	[数値目標]		
[評価の視点] ・ 特許権取得がふさわしい研究成果について、特認があるための支援体制を整備しているか。また、これにるか。		しい研究成果について、特許権の取得を積極的に進 を備しているか。また、これにより特許権を取得してい	
・ 実施予定のない特許権については、当該特許格 許流通データベースへの登録等の措置を行っている		権については、当該特許権の実施促進のために特 D登録等の措置を行っているか。	
・ 知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か	・ 知的財産権の取得数	及び実施許諾数は適切か。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(16)

中期目標	中期	計画	平 成 21 年)	度 計 画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
中期目標 7 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。	7 労働災害の原因の調 ア 行政から依頼を受い 施上必要があると研究 労働基準監督機関等 害の原因調査等を実 等の結果、講ずべき 関等が同種の原因調 つて参考とすべき事項 働省労働基準局安全 る。 イ 厚生労働大臣から緊	査等の実施 けたとき、又は研究の実 究所が判断するときは、 の協力を得て、労働災 施する。また、原因調査 対策、労働基準監督機 対策、労働基準監督機 資等を実施するに当た 資等については、厚生労 と衛生部に適宜報告す	7 労働災害の原因の調査等 ア 労働災害の原因調査等の 行政から依頼を受けた。 上必要があると研究所が半 基準監督機関等の協力を 実施する。 イ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講 準監督機関等が同種の原 るに当たって参考とすべき 厚生労働省に適宜報告す。 ウ 鑑定・照会等への積極	で実施 の実施 の実施 で実施 で実施 で実施 でます、原 の実施 ではます、原 の実をといる。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではます。 ではなを鑑極 では、なが、ななをのか。 では、なが、ないででは、ないでは、ないででは、では、ないででは、では、ないでは、ないでは、		平成 21 年度の業務の実績
			る。			
		自己評定		評価項目16	評 定	
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)			
[数値目標]		[数値目標] ・ 労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。		送検・公判維持のた		
[評価の視点] ・ 労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。		[評価の視点]・ 労働災害の原因調査 該調査等を迅速・的確に	等を適切に実施する体制を 実施しているか。	が備することにより、当		

・ 行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。	・ 行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。	
・ 本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。	・ 本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(17)

中 期 目 標 8	中期	計画	平成 21 年度計員	画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協	8 国内外の労働安全衛	5生関係機関等との協力	8 国内外の労働安全衛生関係機関		
力の推進	の推進		の推進		
(1) 労働安全衛生分野の研究の振興	(1)労働安全衛生分野の	研究の振興	(1) 労働安全衛生分野の研究の振り	興	
労働安全衛生分野における研究の中心的	ア 労働安全衛生に関	する国内外の技術、制度	支術、制度 研究開発力強化法等を踏まえ、研究の一層		
機関として、労働安全衛生分野の研究の振興	等に関する調査を行	い、関係機関に提供す	の推進を図る。		
を図るため、労働安全衛生に関する国内外の	る。		ア 国内外の技術・制度等に関する	調査	
技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提			労働安全衛生に関する国内外の)技術、研究	
供すること。			動向、制度等に関する調査を行い、	関係機関に	
			提供する。		
		推進協議会の活動内容を	イ 労働安全衛生重点研究推進協議		
		安全に関する研究戦略を	労働衛生重点研究推進協議会		
		安全と健康確保に資する	き続き産業安全に関する研究戦		
	研究の推進に貢献する	5.	業を進め、労働者の安全と死亡・		
			に資する研究の推進に努める。		
			れまでの労働衛生重点研究の推		
			題の見直し作業を進める。[再掲]	_	
	- サポサン - 所の言)	、死をよけたよってはなる			
		への見た世の7778はおま	ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を ************************************		
		トの最先端の研究情報を			
	収集する。		整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。		
	 エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年 4		 エ 国際学術誌及び和文専門誌の3	発行と配布	
	回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。				
			て以下の刊行物の発行と配付を行		
			・労働安全衛生に関する最先端		
			に係る国際学術誌「Industrial He		
			回発行する。また、産業安全に係	=	
			の掲載に引き続き努める。	2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
			・労働安全衛生に関する研究成果	とに係る和文	
			学術誌「労働安全衛生研究」を年		
			布する。		
		自己評定	評	価項目17	評 定
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)		
数値目標]					
			インパクトファクターが0.8以上となること	とを目標とす	
		<u>る。</u>			
・ 国際学術誌「Industrial Health」を年4回以上発行する。 ・ 国際学術誌「Industri		• 国際学術誌「Industrial	l Health」を年4回以上発行する。		
和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。		 ・ 和文学術誌「労働安全	労働安全衛生研究」を年2回発行する。		
	-				

[評価の視点]・ 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を 行い、関係機関に提供しているか。	[評価の視点]労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。	
・ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容の見直し及び産業安全に関する研究戦略の策定により、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に 貢献しているか。	・ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容の見直し及び産業安全に関する研究戦略の策定により、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。	
・ 内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。	・ 内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。	
・ 国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。	・ 国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(18)

中 期 目 標	中期	計画	平 成 21 年 度 計 画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。	(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。		(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手 研究者等の育成への貢献		
		自己評定	評価項目18	評 定	
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)		
[評価の視点] ・ 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員に協力・支援を行っているか。		数値目標]研究指導等を実施とする。	する若手研究者等の受入れ人数を44人/年以上		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(19)

中期目標	中 期	計画	平 成 21 年 度	計画		平 成 21	年度の業	務の実績	
(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。	(3) 研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸 生研究機関との研究 研究を進める。 イ 客員研究員制度等 に、非公務員化のメリー 等の研究者との研究を ウ 上記により、毎年度 2 又は受入れを行うとと	国の主要な労働安全衛協力協定の締結と共同を有効に活用するとともットを活かし、大学、企業で流を促進する。 0 人以上の研究員の派遣との、研究情報の相互提合ので課題に占める共同	フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を 進めるとともに、これらの研究員との研究交流 会を開催し、研究情報の相互交換を行う。 ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究 交流の促進 非公務員化のメリットを活かし、企業、大学等 の産業医、安全衛生管理者、研究者との研究 交流を促進する。 エ 共同研究 上記により、全研究課題に占める共同研究			十 成 21	4 及 の 未	(分の) 天 神	
		自己評定		評価項目19	評 定				
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)						
[数値目標]		[数値目標]							
	毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。		毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。						
・ 大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。		協力協定の締結による共同研究として実施されています。 共同研究, 客員研究	員制度等の活用等により、大学、 れ、毎年度少なくとも 20 人以上の	頭の15%以上が共 企業等との研究					

労働安全衛生総合研究所 評価シート(20)

中期目標	中期	計 画	平 成 21 年 月	計画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
中期目標 中期計画 ② 公正で的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。 ・			9 公正で的確な業務の運営 ア情報の管理 法令に則って情報の公開 システムを維持する。 イ研究倫理及び利益相反の 国の定めた研究倫理委員 な審査・措置等を実施する。 また、研究倫理委員 な審査・措置等を実施する。 また、研究が想定される (利益相反)について、透明 管理を実施する。 ウ遵守状況の把握 独立行政法人通則法、個 その他の諸規則の遵守状況 工法令等を踏まえた的確な 研究開発力強化法等の 要な法令等の制・改定の動 な業務の運営に努める。	間を図り、情報管理 管理 計等に則って研究 類性を確保するたり を開催し、必要 類性を確保と適正な が必要 が必要 が必要 が必要 が必要 が必要 が必要 が必要 が必要 が必要	
	I	自己評定		評価項目20	評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)		
[数値目標]					
[評価の視点]情報公開、個人情報保護等に関する関連法令及び仕組みを整備し、運用しているか。	合を遵守するための体制	[評価の視点]情報公開、個人情報及び仕組みを整備し、	R保護等に関する関連法令を遵 運用しているか。	守するための体制	
・ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。		・ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。		ための研究倫理委	
の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営が		・ そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。			
関わる法令等の遵守等)に係る取組についての評価が行われているか。			か性及び効率性、財務報告の信 に <u>ついて適切に取り組んでいる</u> 項 5)		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(21)

中期目標	中期	計画	平 成 21 年 度	計画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。	第3 財務内容の改善に 1 運営費交付金以外の ア 関係省庁、公益の国 的研究資金、受託研 イ 研究施設・設備の有	関する事項	第3 財務内容の改善に関す 1 運営費交付金以外の収入 ア 競争的研究資金、受託研 関係省庁、公益団体、金に積極的に応募するとについて積極的に広報である。 イ 自己収入の確保 [再掲] 研究施設・設備の有償賃行する成果物の有償頒布へ入の確保に努める。	る事項 の確保 「究の獲得 [再掲] 企業等の競争的資 也に、受託研究等 つることにより、これ		
		自己評定	<u> </u>	評価項目21	評 定	
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)			
[数値目標]	[数値目標]			上を獲得する。		
[評価の視点] ・ 競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けたり、自己収入の確保が行われているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) ・ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒を行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因がた、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の要因が法人の業務運営に問題等があることによる	[評価の視点] ・ 競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) ・ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に					
営に問題等があることが判明した場合には当該問行われているか。 (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、った理由の分析について留意する。 (政独委・評価の視点事項1(1))	問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた <u>改善策が検討されているか。</u> (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 (政独委・評価の視点事項1(1))					
・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活の公共上の見地から実施されることが必要な業務性格に照らし過大な利益となっていないかについか。 (政独委・評価の視点事項1(2))						

労働安全衛生総合研究所 評価シート(22)

中 期 目 標	中期	計画	平 成 21 年 度 計 画		平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営	2 経費の節減を見込ん	だ予算による業務運営	2 予算、収支計画及び資金計画		
の実施	の実施		(1) 予算については別紙5 のとおり。財務内容		
運営費交付金を充当して行う事業について	(1)予算、収支計画及び資金計画		の改善についてはラスパイレス指数も考慮す		
は、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で	ア 予算については、別紙1のとおり。		る。		
定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成	イ 収支計画については、別紙2のとおり。		(2) 収支計画については別紙 6 のとおり。		
し、当該予算による運営を行うこと。	ウ 資金計画について	は、別紙3のとおり。	(3) 資金計画については別紙7のとおり。		
	 第4 短期借入金の限度	額	第4短期借入金の限度額		
	(1)限度額 290百万日	円	1 限度額 290 百万円		
	(2)想定される理由		2 想定される理由		
	ア 運営費交付金の受け	ナ入れの遅延等による資	(1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対		
	金の不足に対応する	ため。	応するため。		
	イ 予定外の退職者の乳	と生に伴う退職手当の支	(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の		
	給、重大な業務災害	等の発生に伴う補償金	支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償		
	の支払い等、偶発的な	は出費に対応するため。	費の支払いなど、偶発的な出費に対応する		
			ため。		
	第5 重要な財産を譲渡	し、又は担保に供しよう			
	とするときは、その計画	 「なし			
	第6 剰余金の使途		 第 5 剰余金の使途		
	1 研究用機器等を充実 2 広報や研究成果発表 3 職員の資質向上のた		1 研究用機器等を充実させるための整備		
			2 広報や研究成果発表等の充実		
			3 職員の資質向上のための研修、研究交流へ		
	の参加		の参加		
	4 職場環境の快適さを	句上させるための整備	4 職場環境の快適さを向上させるための整備		
		自己評定	評価項目22	評 定	
評価の視点等(現行)			評価の視点等(案)		
				-	
			って、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営		
			型職手当を除く)について15%、事業費(退職手当を		
		除く)について5%に相当っ			
			<u> </u>		
[評価の視点]		[評価の視点]			
・ 経費削減の達成度はどのくらいか。		・ 経費削減の達成度はど	うのくらいか。		
• 運営弗な付金を本当して行る事業については 「	(実営典なけなれなり) で行る事業については、中期日標に甘ざく予算れ、		・ 運労弗な付入を本当して行る東娄についてけ、中期日堙に其べく予管を		
・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を 作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。		・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を 作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。			
FIXO、 ヨ欧丁芽ツ地四門(「丁芽でが门しているか、			101 弁をがけしているから		
- 子筥 四古書画及が次入書画について 夕弗日に間にて書画は字様の学		マ 宮 ・ 同士 乳 ・ ローナック ・ スター ローナー・ ローナー・ マード・ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	ストルード 女典日に用いて記事し中体の子		
・ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差 異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであ		・ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差 異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであ			
			光上性田は切りがにはつくわり、行理的はもりであ		
るか。		るか。			
・ 運営費交付金が全額収益化されず債務として	残された場合には、その	・ 運営費交付金が全額	収益化されず債務として残された場合には、その		
発生理由が明らかになっており、合理的なものであ	るか。	発生理由が明らかになっ	ており、合理的なものであるか。		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(23)

中期目標	中期計画	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する	第6 その他業務運営に関する事項	
	事項	1 人事に関する計画	
	1 人事に関する計画	(1)人材活用等に関する方針	
	(1)方針	ア 研究開発等の推進における若年研究者	
	ア 資質の高い人材を幅広く登用するため,研究	等の能力の活用に関する事項	
	員の採用に当たっては、公募による選考採用や	(ア)新規研究員の採用に際しては、公募を原	
	任期付き任用を活用する。	則とし、任期付研究員の採用に努める。ま	
	イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推	た、中期計画に基づく人件費削減の取組状	
	進する。	況を踏まえつつ、若年者、女性、外国人であ	
		る任期付研究員を少なくとも1名、新規に採	
		用するように努める。	
		(イ)職員の採用にあたり、研究業績優秀者表	
		彰に加え、若手研究員業績優秀者表彰を行	
		うとともに、任期付研究員をテニュア・トラック	
		と位置づけ、任期終了時までに研究員の研	
		究業績等を評価する等の厳格な審査を経	
		て、任期を付さない職員とする制度の充実を	
		図る。	
		(ウ)フレックスタイム制等を活用することによ	
		り、育児と仕事の両立ができるような環境整	
		備に努める。	
		(エ)外国人研究員の研究活動を支援するた	
		め、一定時期、日本語と英語等が堪能な研	
		究員等をチューターとしてつける。	
		イ 卓越した研究者等の確保に関する事項	
		研究業績、対外貢献(行政貢献を含む)、	
		所内業務及び独立行政法人の運営に際し必	
		要な諸業務を適切かつ総合的に評価し、評	
		価結果を昇任、昇格、昇給に反映させるととも	
		に、研究費の配分や研究室、研究機器の使	
		用について配慮する。	
		ウ 研究開発等に係る人事交流の促進に関す	
		る事項(マ)新規研究員の採用に際しては、八萬な原	
		(ア)新規研究員の採用に際しては、公募を原	
		則とし、任期付研究員の採用に努める。[再 掲]	
		行」 (イ)産学官の間での人材の流動性を高めるた	
		め、職員兼業規程、研修生規程等を整備す	
		の、	
		(ウ)研究員が国立大学法人等との間で転職を	
		している場合における退職金の算定の基礎と	
		なる在職期間について、当該在職期間を通	
		算する等の人材の流動性を高めるための環	
		境整備を検討する。	
		エ その他研究開発等の推進のための基盤の	
1		C * / IEI b) / IEI / IE / Y * / IE / E * / I C v / v / AS / AE v / I	

			強化のうち人材の活用等る重要事項 (ア)研究職員の昇任、昇格り客観的で公正な人事方式 (イ)等級別の人員数のバラ 所の原則に沿った人事計り業務の効率化を進める。	、昇給に関して、よ 犬の採用に努める。 ンスを図り、適材適			
	る。 (参考1)常勤職員数 期初の常勤職員数 期末の常勤職員数 (参考2)中期目標期間中の	人件費の総額見込み	(2) 人員の指標当年度初の常勤職員数 118当年度末の常勤職員数の見(3) 当年度中の人件費総額万円	込み 116 名 見込み 1,039 百			
評価の視点等(現行)		自己評定	 評価の視点等(案)	評価項目22	評 定		
[数値目標] ・ 当年度末の常勤職員数の見込み 118人		【数値目標】・ 当年度末の常勤職員数					
る選考採用等及び業務運営の効率化等の推進しれ、実施されているか。	事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募によ 発採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定さ 施されているか。 ・ 人事に関する計画は、 よる選考採用等及び業務 され、実施されているか。 ・ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになってお			の方針として策定			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(24)

中期目標	中期計画			平 成 21 年 月			平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
中	2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の 災害の予防に係る事項及び労 職業性疾病の病因、診断、予防 事項に関する総合的な調査及で 行を図るため、既存の施設・設 途、使用頻度、使用環境等を甚 を進める。 施設整備の内容 屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修	業務である「! 動者の健康の jその他の職 jが研究」の確り が研究」ので、	保持増進及び 業性疾病に係る をかつ円滑な遂 耐用年数、用	2 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、施工シ いて改修工事を実施する。また について耐震改修、渡り廊下改 施する。 (参考) 施設整備の内容 屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 起高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施エンミュレーション施設改修	ミュレーション施設につ 、老朽化の進んだ研究棟 修及び外壁防水塗装を実 措置年度 H18 措置済み H18 措置済み H19 措置済み H19 措置済み H19 措置済み H19 措置済み H19 措置済み H19 措置済み H19 措置済み H19 措置済み H21 着手予定		十 成 21 平 及 の 未 伤 の 夫 槇
	配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 後、低温実験室改修 大工環境室改修 大工環境室改修 を、外壁防水塗装 耐震改修			非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	H18 措置済み H18 措置済み H19 措置済み H20 措置済み H19 措置済み H21 着手予定 H21 着手予定 H20, H21 着手予定		
			自己評別	i 定	評価項目 24	評 定	
評	価の視点等(現行)			評価の視点等(案)		-	
[数値目標]			[数値目標]				
・ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整 ・ 施詞		[評価の視点] ・ 施設・設備の整備を進めてい	O耐用年数、用途、使用頻度等を勘察 いるか。	ぎして、計画的に更新・			